

日野町江府町衛生施設組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、日野町江府町衛生施設組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、昭和四十二年一月一日から施行する。

鳥取県告示第十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗
登録の記号及び番号 氏 名 登 録 の 年 月 日

鳥取県 一三三五 清水 敬三 昭和四十一年十二月十五日

鳥取県告示第十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の受理の年月日
安達医院	米子市両三柳二〇四八	昭和四十一年十二月二十四日
那岐診療所	八頭郡智頭町早瀬三三七	〃
大山町国民健康保険 大山寺診療所	西伯郡大山町大山	〃

鳥取県告示第十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称 所 在 地

昭和四十一年十二月十九日 安達 医院 日野郡日野町黒坂一二
四五番地二

鳥取県告示第十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年八月十二日付けで八頭郡那家町大字下坂二九二番地 清水昭二ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所 那家町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二十号

気高町から申請のあつた町営土地改良（単農農道）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用す

る同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十一号

昭和四十一年十二月八日付けで倉吉市梓谷 西山三蔵ほか八人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間 昭和四十二年一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所 倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定に基づき、建設大臣から土地細目の公告の申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破

二 朗

収用しようとする土地の所在、地番及び地目

米子市加茂町一丁目五ノ二 宅地

中町一五ノ一三

一五ノ一五

一五ノ一六

鳥取県告示第二十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年十二月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破

二 朗

申請人の住所及び氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

鳥取市梶川町 鳥取市田島字見尾杵

五〇不動産

田中 宜二

字長丁 四二の五の一部

字見尾杵 四二の六の一部

字長丁 四一の一の地先農道

字見尾杵 四七の八

字長丁 四二の六地先水路

一四七の八地先水路

鳥取県告示第二十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年十二月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県知事 石 破

二 朗

申請人の住所及び氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

鳥取市梶川町 鳥取市田島字中島

五〇不動産

田中 宜二

字草器田 二四〇の一六の一部

字草器田 二三九の一三の一部

字草器田 二三七の八

字中島 二二七の八

字中島 一七九の一三

字土手ノ内 一七九の一三

字土手ノ内 一七一の地先水路の一部

字土手ノ内 一七一の地先農道の一部

鳥取県告示第二十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年十二月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年一月十三日

4 報告書の要旨

候補者氏名	石尾実	所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	牛尾市
-------	-----	------	-------	---------	-----

収入

主たる寄附

(氏名)	(職業)	(寄附額)
鈴木 銳博	団体役員	30,000円
南村 健勝	商 業	50,000
米村 健勝	団体役員	30,000
江原 勝	業 者	30,000
その他の寄附	77件	247,400
その他の収入		0

支出

家賃費	71,400円
選挙事務所費	27,700
集合会場費	7,000
通信費	20,700
交通費	38,995
印刷費	1,060
広告費	44,780
文具費	24,000
食糧費	3,200
雑費	2,015
雑費	21,000
雑費	0

今回計	387,400
前回計	0
総計	387,400

今回計	234,150
前回計	0
総計	234,150

報告書受理年月日 昭和四十一年一月五日 第一回報告分

候補者氏名	石 破 二 朗	所属党派	無	所 属	出納責任者氏名	谷 本 啓 太 郎
-------	---------	------	---	-----	---------	-----------

収 入

主たる寄附

(氏 名)

(職業)

(寄附額)

自由民主党

2,000,000円

西日本建設業保証株式会社

200,000

その他の寄附

0

その他の収入

0

支 出

人 家 賃 費

282,700円

選挙事務所費

172,014

集会会場費

167,414

通 信 費

4,600

交 通 費

68,935

印 刷 費

112,670

広 告 費

52,500

文 具 費

51,450

食 糧 費

9,975

休 泊 費

135,830

雑 費

61,716

難 費

18,045

今 回 計

965,835

前 回 計

0

総 計

965,835

報告書受理年月日	昭和41年12月5日	第1回報告分
----------	------------	--------

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種 類 政治資金規正法第十二条の規定による報告書
- 2 期 間 昭和41年1月 1日から 昭和41年6月30日まで

3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	報告書及び収入又は支出の総額は報告書の総額	1年1,000円以上の収入		1年500円以上の収入		1年1,000円以上の支出		1年500円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
鳥取県政回生会		0	0	0	0	0	0	0	0	昭和41.12.22

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年一月十三日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年一月二十六日 午前十時から

米子市桃町 米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 東伯郡東伯町大字田越三六八

田 中 勇 高

- 2 東伯郡東伯町大字下伊勢五五八 田 中 英 幸
- 3 東伯郡大栄町大字下種四五六一 阪 本 本 美 虎
- 4 西伯郡中山町大字豊成五四一 松 本 輝
- 5 西伯郡中山町大字住吉四一九の一 円 岡 照 邦
- 6 米子市錦町一丁目三九 住 田 弘
- 7 米子市中島八六 別 所 哲
- 8 米子市葭津一一一〇 永 見 敏 至
- 9 米子市両三柳二六〇三 竹 内 敏 明
- 10 米子市上後藤二三四 佐 藤 節 夫
- 11 米子市大篠津町一七三〇 足 立 文 治
- 12 米子市皆生五五一 八 幡 定 己
- 13 米子市富益町四一二四 平 田 正 昭

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
日野郡日野町黒坂三四	日野郡日南町下石見四七〇	日野郡江府町武庫三九八	日野郡溝口町根雨原四五一の一	日野郡溝口町谷川二七四の三	境港市東雲町五	境港市栄町三七	境港市小篠津町五七二	境港市小篠津町二六七	境港市日ノ出町一八	西伯郡日吉津村日吉津三二三	西伯郡大山町平木九八の一	西伯郡淀江町佐陀一七二	西伯郡淀江町西尾原一四〇	西伯郡淀江町今津四一三	米子市上後藤一九三	米子市勝田町一二八	米子市旗ヶ崎一区六三九	米子市角盤町四丁目八二	米子市末広町二〇	米子市西福原一一六八	米子市上後藤二二七の二四
中原治男	大西稔	大谷正	白川宏	木島昇	石原祐	赤名大示	角正一	多和昭	金松植	石原久利	山根勲	林田重享	大田重義	寺本崇太	恩田博	米原国男	原田英雄	稲垣武司	田垣英	中辺博輝	

正 誤

昭和四十一年十二月鳥取県公安委員会告示第五十一号(車両の通行の禁止等について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正
六 下 八〇メートル 八〇〇メートル